小海駅エキウエ利用規約

小海駅エキウエ運営委員会(以下、「委員会」といいます。)が運営する、別紙に定めるコミュニティ・コワーキングスペース「エキウエ」及びそれに付随する設備・備品(以下、これらをまとめて「本件施設」といいます。)の利用について、下記の通り利用規約を定めます。

第1条(利用規約の適用)

- 1. 本利用規約は、委員会に対し本件施設のコミュニティ・コワーキングスペースとしての利用を、委員会指定の手続きにより申込み、委員会がこれを承諾した方(以下「利用者」といいます。)に対して適用されます。
- 2. 利用者は、本利用規約のすべての記載事項について同意した上で、委員会に対し、本件施設の利用を申込むものとします。

第2条 (利用申込み、本人確認等)

1. 本件施設の利用を希望される方は、本利用規約に同意のうえ、所定の利用申込書に必要事項の記入署名を行い、以下の提出書類とともに委員会に提出することにより、本件施設利用の申込みをして下さい。委員会は、当該申込みをお受けした後、所定の審査を行い、当該申込みに対する承諾または非承諾を通知します。

(1) 個人日会員

- ・委員会から提出の指示がある書類
- (2) 個人月会員として申込みをする場合
- ・ 利用者本人の身分証明書(運転免許証、パスポート等顔写真付きの証明書)の写し
- ・ その他、委員会から別途提出の指示がある書類
- 2. 本件施設の利用方法には、個人の場合「月会員」と「一日会員」があります。本件施設の利用を希望する方は、どちらの方法で利用をご希望されるのかを、委員会に申告して下さい。
- 3. 委員会が、本件施設の適切な運営のため最大収容人数を定め、利用者の人数に上限を設けることを、利用者は了解しているものとします。
- 4. 本条第3項の定めにより利用者の人数が本件施設の最大収容人数に達している場合、委員会は本件施設の利用を希望する方からの申込みを拒むことができます。

第3条(施設の利用)

- 1. 利用者は、本利用規約に従い、本件施設の利用をすることができます。
- 2. 利用者は、本件施設内において、自由席を利用できるほか、共有スペース等の施設及び共有備品の利用をすることができます。

3. 本件施設の利用可能日時は、下記のとおりです。

個人「月会員」 全日7時から23時まで

個人「日会員」 委員会委員、スタッフの駐在している間

※但しイベントが開催される場合は、 その時間帯の利用が制限される場合があります。 また 利用可能日時は委員会の都合により変動します。

- 4. 利用者は、利用する本件施設の区画・設備の変更について、委員会の指示に従うものとします。
- 5. 委員会または委員会の指定する者が、本件施設の運営管理のため、必要と判断した場合は 利用者に対して適宜の措置を求める場合があることを、利用者は了解しているものとします。
- 6. 委員会または委員会の指定する者が、本件施設の運営管理のため、本件施設に防犯カメラを設置することを利用者は了解しているものとします。
- 7. 利用者は、委員会または委員会の指定する者に申請することにより、本件施設の利用状況等を、不特定多数の第三者に告知することができます。委員会または委員会の指定する者は、利用状況等をウェブサイト等に掲載する等の方法で行うものとします。
- 8. 本件施設の利用に関するその他の規則については、別添の「付帯規則」にて定めるとおりとします。

第4条 (利用代金)

- 1. 利用者は委員会に対し、別添の「付帯規則」にて定める利用代金を現金にて支払うものとします。
- 2. 前項の支払いは前払いとします。

第5条(利用期間、解約、休業日)

- 1. 本件施設の利用期間は、利用者からの利用代金のお支払いがあったことを条件として、運営者と利用者が、本件施設の利用申込みと承諾の手続きにおいて合意に達した日より開始します。
- 2. 年末年始、不定期でのシステムメンテナンス等により、事前にホームページ等で告知の上、休業日となる場合があります。
- 3. 利用者は、本件施設の利用期間終了または解約、休業日にあたって、未利用分の利用代金の支払い分を運営者に請求することができません。

第6条(利用の制限、契約解除)

- 1. 利用者が、以下の項目のいずれか一つに該当する場合もしくは次項に記載の禁止行為を行った場合、委員会は利用者に対し、事前の通知もしくは催告を要することなく、利用停止処分することができるものとします。これにより利用者がこうむった損害については、委員会は一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- (1) 本利用規約に違反し、委員会が違反の是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合。
- (2) 利用申込書における利用者の記載事項が事実と異なる場合。

- (3) 本件施設の利用権の譲渡・転貸をした場合。
- (4) 本件施設を損傷・汚損するおそれがある場合。
- (5) 利用目的が非合法または反社会的なものである場合、またはそのおそれがある場合。
- (6) 公序良俗に反するまたは法律に違反するおそれがあると委員会が判断した場合。
- (7) 本件施設に委員会の承諾を得ることなく入った場合。
- (8) 小海町より利用の中止命令が出た場合。
- (9) 小海町から運営許可の取消、停止等の処分を受けた場合。
- (10) 解散等の決議をした場合。
- (11) 詐術、粗野な振舞い、委員会に対し合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅 迫的言辞を用いるなどした場合。
- 2. 利用者が、以下の項目のいずれか一つに該当する事業に関連する者であると判断された場合、委員会は利用者に対し、事前の通知もしくは催告を要することなく、利用停止処分または本利用規約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。これにより利用者がこうむった損害については、委員会は一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- (1) 法令に反する事業及び法令に反するおそれのある事業。
- (2) 公序良俗に反すると委員会が判断する事業。
- (3) 性風俗関連の事業。
- (4) 暴力団など反社会的と認められる団体に関する事業。
- (5) 宗教関連の事業。
- (6) マルチ商法及びそれに類するおそれのある事業。
- (7) 賭博、ギャンブルに関する事業。
- (8) その他、委員会が不適当と認める事業。
- 3. 委員会は利用者に対し、本件施設における以下の行為を禁止します。
- (1) 落書きやいたずらをする行為。
- (2) 委員会に承諾を得ていない販売や寄付募集等の行為。
- (3) 麻薬等の薬物を使用または持ち込む行為。
- (4) 委員会の承諾を得ずに危険物を持ち込む行為。
- (5) 委員会の承諾を得ずに腐敗物、腐食物等を持ち込む行為。
- (6) 委員会の承諾を得ずに火気を使用する行為。
- (7) 電気、インターネット通信回線を過剰に使用する行為。
- (8) 喫煙をする行為。
- (9) 委員会が認めたイベントの開催時以外に飲酒をする行為。
- (10) 音を流す行為。ただし周囲に音が漏れないヘッドホンで音を聴く行為、本件施設に在室している他の全ての者の了承を得たうえで共用設備のオーディオで音を聴く行為は除きます。

- (11) 騒音、大音響または臭気を発する行為。
- (12) 委員会が本件施設に保管している備品・商品を無断で持ち出す行為。
- (13) 宿泊する行為。
- (14) 委員会による本件施設の区画・設備変更を妨げる行為。
- (15) 他の利用者に配慮のない行為。
- 4. 喫煙所以外の場所における喫煙その他の迷惑行為を禁止します。
- 5. 利用者が本条第1項に定める項目に該当する場合により、または第2項に定める行為によ
- り、委員会が損害を被った場合、損害賠償をして頂きます。
- 6. 委員会の許可のない本件施設の鍵の持ち出し・持ち帰り・コピーを禁止します。

第7条(本件施設の利用にあたっての責務)

- 1. 利用者は、本件施設の利用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、防災などに万全を期して下さい。また、本件施設利用の際に持ち込まれた備品等は、利用者が責任を持って管理して下さい。
- 2. 他の利用者及び委員会に対する迷惑行為はご遠慮下さい。苦情等が出た場合、またそのおそれがある場合は、即時、本件施設の利用を中止させて頂く場合がございます。
- 3. 本件施設の利用に際し、利用者及び当該利用者が本件施設に持ち込まれた備品等に起因する委員会、他の利用者等に対する損害については、全て当該利用者に賠償して頂きます。
- 4. 本件施設利用終了後は、委員会からの承諾がない限り、利用前の状態でお返し下さい。
- 5. 本件施設利用の際に出る廃棄物の処分方法に関しては、委員会と利用者が別途協議して決定するものとします。
- 6. 本件施設の利用において、本件施設にない必要備品については、原則、利用者側で手配して下さい。
- 7. 本件施設を損傷、汚損等した場合の修理費は、費用の一切を利用者に負担していただきます。

第8条(秘密保持)

利用者は、他の利用者の個人情報等を、当該利用者の事前承諾なしに、第三者に漏洩または開示しないで下さい。

第9条(個人情報の保護、顧客情報)

委員会は、本件施設の利用許諾を通じて知り得た利用者及び利用者の顧客・取引先の個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令に基づき、正確かつ安全に取り扱うものとします。

第10条(権利義務の譲渡等の禁止)

委員会及び利用者は、相手方の書面による事前承諾なしに本利用規約に基づく本件施設の利用 に対する一切の権利義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、または再委託してはならな いものとします。

第11条(免責)

- 1. 委員会は、利用者の本件施設利用に伴う事故、盗難、破損(データを含む)その他のトラブルや第三者に対する損害について、一切の責任を負いません。
- 2. 天災地変、戦争・暴動・内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、輸送機関の事故、その他当事者の責に帰し得ない事由による本利用規約に基づく債務の履行の遅滞または不能が生じた場合は、当該当事者はその責を負わないものとします。

第12条(損害賠償)

委員会は、本規約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方 に対して、損害賠償を請求することができます。

第13条(合意管轄等)

本利用規約の準拠法は日本国法とし、本利用規約に関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、小海町を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【付則】

平成29年 1月 1日 制定

【付帯規則】

(1)委員会は委員会が運営する以下の本件施設を、利用者に利用して頂きます。

コミュニティ・コワーキングスペース 所在地: 〒384-1102 長野県南佐久郡小海町 小海駅 設備:

テーブル(他の利用者と共用)、イス(他の利用者と共用)、会議室(他の利用者と共用(要予約))、プリンター機(他の利用者と共用)及びインターネット通信回線(WiFi)

注1;プリンター機等の使用には別途料金がかかります。

(2)利用者が委員会に支払う(1)の本件施設の利用代金は、以下のとおりとします。

| 区分 | 金額 | キーの発行(500円) |
|---------------|--------|-------------|
| 個人 日会員 | 200円 | 無 |
| 個人 月会員 | 1,000円 | 有 |
| 個人(中高校生) 一日会員 | 100円 | 無 |
| 小学生以下 | 無料 | 無 |

小海駅エキウエ利用申込書

小海駅エキウエ運営委員会 御中

平成 年 月 日

わたしは、小海駅エキウエ利用規約に記載されている内容について承諾したうえで、小海駅 エキウエの利用を申し込みます。

| 申込者情報 | |
|---------|---|
| 住 所 | 〒 |
| 氏 名(自署) | |
| 連絡先(携帯) | |
| 申込区分 | |
| 使用目的 | |

本人確認書類 確認者名